

◎地域福祉計画進行管理票(市等の役割に関する事項)

No		取り組み	内容	担当課	令和元年度の主な取り組み状況(実績見込み)
1	第1節 福祉意識を醸成する仕組みづくり	「あいさつ運動」の実施	学校、事業者などにも働きかけて「あいさつ運動」を展開して、人と人とのつながりを改めて築きかけづくりを行います。	社会福祉課	社会を明るくする運動の広報活動を駅前で開催し、声かけ運動や社会を明るくする運動の理解を深めた。また、市内各中学校において、あいさつ運動を行った。 ○社会を明るくする運動強化月間＝7月 ・7/2 下館駅前街頭広報(下館一高13名参加) ・7/11 玉戸駅前街頭広報(下館西中教員含め120名参加) ・7/16 新治駅前街頭広報
				学務課	市内中学校で行っている虹色ネットワークにおいて、あいさつ運動を実施した。また、小中一貫教育事業により、中学生が出身小学校であいさつ運動を実施した。
				総務課	接遇能力向上研修、コミュニケーション研修の中であいさつの大切さを伝えた。また、市民サービス憲章に「一挨拶」を掲げ、あいさつに対する意識向上を図った。
				生涯学習課	・いばらき教育の日(11月)あいさつ運動・声かけ運動街頭キャンペーン ・下館駅北口・南口にて「あいさつ・声かけ運動」を実施。(筑西市民の会、青少年相談員、更生保護女性会、市内中学・高等学校等)
2	1意識啓発・教育	「地域福祉」の考え方の普及	市民が、地域社会の一員として、地域づくり・福祉活動に積極的に参加していくよう、市広報紙やホームページなどを通じて情報提供を行うほか、新たに講演会を開催し、地域福祉の考え方を普及していきます。 また、イベント等を通じて、地域の中で世代間交流や、障害者との交流を促進します。	社会福祉課	第3次筑西市地域福祉計画を市ホームページに通年掲載している。
3		「ノーマライゼーション」の理念の普及	各種会議や計画を通じ、障害を持っている人でも、障害のない人と同様に生活できる社会の実現に向けた取り組みや考え方である「ノーマライゼーション」の理念の普及に努めます。	社会福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課	地域福祉計画を公表することで、ノーマライゼーションの理念の普及に努めた。 ・ボランティア、障害者福祉団体への参加支援 ・地域や市民への理解・啓発の推進 ・「第7期高齢者福祉計画」を基に、ノーマライゼーションの理念の普及を図った。
4		福祉教育の充実	社会の一員として、共に生きる社会づくりの実現を目指し、学校や市社会福祉協議会との連携により夏休み等のボランティア経験や学校における福祉体験など、子どもの頃からの福祉教育の充実に努めます。 また、各種講座、教室等の生涯学習を通じ、地域福祉への理解と関心を高め、地域における相互扶助の強化を図ります。	社会福祉課	社会を明るくする運動を通して、市内各中学校でのあいさつ運動や薬物乱用防止教室、非行防止教室など、犯罪の防止や立ち直りを支える地域づくりを推進した。
				高齢福祉課	・小中学生向けの「認知症サポーター養成講座」を開催した。児童生徒は、講座の中で福祉体験や認知症の方への対応などを学び、地域福祉への理解を深めた。(今年度は、小学校1件、中学校1件開催。)
	障がい福祉課			・社会参加支援のために必要な福祉サービスの提供 ・小学生による手話ソング・手話ダンスでの啓発事業の実施 ・小学生による手話体験の実施	
	こども課			自治会やNPO、子育てサークルなどの各種団体等を中心に情報提供や交流を図り、子どもの健全育成に関する活動の活性化に努めた。	
5	2地域の交流の促進	生涯学習・趣味活動の充実	生涯学習センター・地域交流センター・中央公民館・各地区公民館において、市民ニーズに対応した開催するとともに、市民の自発的なサークル活動などに対して、場所や設備の提供の支援を行っていきます。	地域交流センター	地域活動のための話し合いや情報交換のできる拠点施設として場所の提供を行った。
				生涯学習課	生涯学習推進事業として、各地区公民館で開催する講座に参加した方を対象に、ポイントを付与し、初回50ポイントで賞状、100ポイント毎に記念品を送付。年間約170名の利用があった。
6	1地域での支え合い活動の推進	自治会・町内会などの活性化	市自治会連合会に対する支援を行い、地域におけるお祭り・スポーツ行事・相互助け合い活動等の交流を促進します。また、自治会加入率の減少に歯止めをかけるよう、自治会長等と協議をしながら、啓発に努めます。 さらに、自治会活動ハンドブックや地域づくりアドバイザーの活用により、自治会活動の活性化を支援します。	広報広聴課	筑西市自治会連合会への補助金交付を通じ、13支部への活動費助成を行った。また、自治会加入を啓発するポケットティッシュを作成し、転入届を提出する窓口に設置できるよう依頼した。
7		民生委員児童委員活動の推進	民生委員児童委員の活動を支援するとともに、研修会や定例会での活動事例の情報交換の設定など、活動の強化を進めていきます。 また、地域の民生委員児童委員の活動や、担当一覧を作成・配布するなど、市民への情報提供を行い、周知を図ります。	社会福祉課	各民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、広報紙「ピープル」4月15日号に「民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください」を掲載、また民生委員・児童委員名簿を全戸配布(12月11日)し、民生委員の活動や地域担当について周知を図った。
8	1地域での支え合い活動の推進	各分野におけるリーダーの育成	日赤奉仕団、民生委員児童委員、健康推進員、防災ボランティア等の各地域で活動する各分野のリーダーを育成します。	健康増進課	健康推進員 485名、健康運動普及員30名、食生活改善推進員133名
				社会福祉課	日赤奉仕団、県民生委員児童委員研修会、市民生委員児童委員研修会、防災ボランティア地区リーダー研修会等により、リーダーの育成に努めた。
				社会福祉協議会	災害発生時に迅速かつ円滑な支援活動が行えるよう、日頃から社会貢献活動に取り組む市内の企業や法人等の団体・組織を対象とした「災害時におけるボランティア活動団体登録制」を設立し、計8団体(令和元年度)が登録。災害時におけるボランティア活動に必要な知識等を身に付けると共に、平時からの連携・協力体制の構築を目指すことを目的とした合同研修会を開催した。
9	1地域での支え合い活動の推進	地域活動のための既存施設の有効活用	地域活動のための話し合いや情報交換のできる拠点として、地域交流センターや、ちくせい市民協働まちづくりサロン、市総合福祉センター(ボランティアセンター)などの既存施設を活用します。 また、地域の集会施設の利用環境改善のため、自治体等のコミュニティ備品等整備に対する助成などを行います。	地域交流センター	地域交流センター・各地区公民館においては、広域住民の教養、文化及び生活の向上を図るため、年間を通して、市民ニーズに対応した講座を開催し、併せて交流の拠点としての場所や設備の提供支援を行った。
				市民協働課	・市民活動の拠点施設である「ちくせい市民協働まちづくりサロン」の充実と利用促進を行った。 ・地域の集会施設の利用環境改善のため、コミュニティ助成事業(上限250万円)として、自治会等のコミュニティ備品等整備に対して助成を行った。本年度は本城町自治会へ助成。

10	第2節 地域活動を促進する 体制づくり	2ボランティア、 NPO活動の推進	活動情報の提供	市民が積極的に活動に参加できるよう、市社会福祉協議会や、ちくせい市民協働まちづくりサロンにおいて、ボランティアやNPO活動の情報を収集・整理し、積極的に発信していきます。	社会福祉協議会	市総合福祉センター内にボランティアコーナーを設置し、ボランティア団体の活動準備でコピー機・印刷機等の備品使用を提供した。また、ボランティア活動に対する相談にも柔軟に対応した。
				市民協働課	「筑西市市民団体等登録制度」により、公益的な活動を行う市民団体等の情報を登録し、データベース化して公表した。登録数＝113団体(令和2年3月末)	
				社会福祉課	日本赤十字社や社会福祉協議会と協力連携し、ボランティア研修や活動の支援を行い、活動の活性化を図った。また、社会福祉協議会のボランティア支援事業への助成を行った。	
				社会福祉協議会	筑西市社会福祉協議会ボランティアセンターへの登録制を設け、登録団体の情報をデータベース化し随時更新を行った。また、活動分野ごとに分けた登録団体の紹介冊子の作成や、本会ホームページおよびSNSを活用した情報の発信・提供に取り組んだ。	
				健康増進課	・健康運動普及員養成(R1 10名) ・精神保健福祉ボランティア養成 (H30 8名) ・食生活改善推進員(H30 12名) ・自殺対策ゲートキーパー研修会 (R1 154名)	
				市民協働課	・男女共同参画社会の形成を図るため、毎年、男女共同参画セミナーや講演会等を実施し、意識の醸成や普及、啓発に努めた。また、セミナー等の実施に当たっては、市民団体等との協働により行うなど各団体の活動支援と主体的な参加実践を促進した。 ・定期的に登録市民団体に向けてイベント情報等を掲載した通信を送付し各団体へ情報提供を行った。	
				社会福祉課	日本赤十字社や社会福祉協議会と協力連携し、各種ボランティア養成講座の広報周知に努めた。	
				生涯学習課	生涯学習ボランティアとして市の生涯学習の推進に積極的に貢献しようとする意欲をお持ちの方を「市民講師」として募集し、市民からの求めに応じて、自己のもつ知識、技能、体験等を伝え、自ら学ぼうとする市民を支援した。 登録:340名/活動報告:120件(見込)	
				社会福祉協議会	地域福祉推進の担い手となるボランティアを養成するため、点訳・朗読・手話・傾聴・災害ボランティアの養成講座を実施。さらに、筑西市ボランティア連絡会と連携し、実践者の資質向上を目的とした研修会も開催した。 また、市内の小中高等学校と協力し、ボランティア精神の育成を目的とした「児童・生徒のボランティア活動普及事業」を実施した。	
				11	第2節 地域活動を促進する 体制づくり	2ボランティア、 NPO活動の推進
市民協働課	・男女共同参画社会の形成を図るため、毎年、男女共同参画セミナーや講演会等を実施し、意識の醸成や普及、啓発に努めた。また、セミナー等の実施に当たっては、市民団体等との協働により行うなど各団体の活動支援と主体的な参加実践を促進した。 ・定期的に登録市民団体に向けてイベント情報等を掲載した通信を送付し各団体へ情報提供を行った。					
12	第2節 地域活動を促進する 体制づくり	2ボランティア、 NPO活動の推進	ボランティアセンター機能の充実	市社会福祉協議会が運営する「ボランティアセンター」において、福祉用具や福祉啓発関係の教材を貸出するほか、ボランティアコーディネーターが相談等に応じます。 また、ボランティアセンター運営委員会において、事業の検討等を行い、センター機能の充実を図ります。	社会福祉協議会	専任のボランティアコーディネーターを配置し、福祉用具や教材の貸出を含むボランティア全般に関する相談に応じている。また、地域に求められるボランティア活動の開発や調整、ボランティア実践者への活動支援も行っている。これらセンターの適正な運営を図るため、有識者によるボランティアセンター運営委員会を設置し、センター機能の総括的な審議を行っている。
				生涯学習課	生涯学習ボランティアとして市の生涯学習の推進に積極的に貢献しようとする意欲をお持ちの方を「市民講師」として募集し、市民からの求めに応じて、自己のもつ知識、技能、体験等を伝え、自ら学ぼうとする市民を支援した。 登録:340名/活動報告:120件(見込)	
13	第2節 地域活動を促進する 体制づくり	2ボランティア、 NPO活動の推進	活動拠点の確保への支援	ボランティア、NPO等の活動を促進するため、地区公民館や地域交流センター市民協働まちづくりサロンなどの活動拠点の利便性の向上に努め、既存施設の活用を促進します。	市民協働課	市民活動の拠点施設である「ちくせい市民協働まちづくりサロン」の充実と利用促進を行った。 ※令和元年度のサロン利用人数1,925人、利用件数682件
				地域交流センター	地域活動のための話し合いや情報交換のできる拠点施設として場所の提供を行った。	
				社会福祉協議会	総合福祉センター内に筑西市社会福祉協議会ボランティアセンターを設置。実践活動における会場利用はもとより、コピー機・印刷機などの備品整備を充実させ、実践者へ提供している。活動に際する様々な相談にも柔軟に対応し、センターを「福祉・ボランティアに関する情報収集・発信の場」として活用していただいている。	
14	第2節 地域活動を促進する 体制づくり	3団体・機関の連携	活動団体間の連携強化	市民活動団体の交流促進を図るため、ボランティアセンターにおけるボランティア連絡会や、筑西市民団体連絡協議会との協働による「協働のまちづくりフォーラム」を実施します。 また、団体相互の交流や情報交換の場を設け、支援を行っています。	高齢福祉課	・市高齢者クラブ連合会が行う社会奉仕活動、教養講座の開催、健康増進事業及び単位高齢者クラブの連携促進を図る事業実施のため、補助金を交付した。(令和元年度補助金交付額 1,915,200円) ・茨城県、茨城県老人クラブ連合会、筑西市高齢者クラブ連合会主催による「シルバーリハビリ体操普及講習会」を開催した。講習会では、筑西市いきいきヘルス会のシルバーリハビリ体操指導士が実技を行い、高齢者クラブ会員と交流するとともに、一般介護予防事業について会員相互の理解を深めた。
				障がい福祉課	・各種障害者の集い・研修会への参加 ・スポーツ大会への参加	
				こども課	地域のコミュニケーションを図る母親クラブ、子育てサークル等の活動の促進支援を行った。(団体:いちなごみ、地球の保健室)	
				社会福祉協議会	筑西市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録する団体によって構成された筑西市ボランティア連絡会の事務局を担い、会員相互による研修・自己研鑽・情報交換等を通じたネットワークの構築および活動の活性化・円滑化を図っている。	
15	第2節 地域活動を促進する 体制づくり	3団体・機関の連携	自治会と民生委員児童委員の連携強化	地域福祉活動の中心を担う自治会と民生委員児童委員の連携強化を行うため、新たに連携会議や情報共有の仕組みづくりに取り組みます。	広報広聴課	情報交換会を自治会連合会より提案があったが、実現できなかった。
				社会福祉課	筑西市連合民生委員児童委員協議会と自治会連合会との情報交換会の実現に向けて、今後検討していく。	
16	第2節 地域活動を促進する 体制づくり	3団体・機関の連携	関係団体・機関のネットワークの強化	ボランティアやNPO、市社会福祉協議会等の地域活動団体と、福祉サービスの提供事業者等が、会議などの機会を通じて連携し、それぞれの役割を明確にしながらかつた協働していく仕組みづくりを進めます。	市民協働課	・データベース登録団体で組織する筑西市民団体連絡協議会の活動を支援することにより、団体相互の交流や連携を促進した。 ・団体相互の交流や情報提供の場としてSDカフェ事業を開始した。
				社会福祉課	福祉事務所長会議へ参画することにより、各市福祉事務所との意見交換など連携を図ることができた。	
				社会福祉協議会	地域から得たニーズに対し、適切かつ速やかに分析を行い、必要な福祉サービスや制度に関する情報提供およびコーディネートを行っている。その際、ボランティア団体やNPO、地域住民自らが小地域ネットワーク活動に取り組む支部社協等との連携が必要であることから、日頃よりフォーマル・インフォーマルを問わないネットワークの構築を図っている。	

17		多様な手段による情報提供	市広報紙やホームページ、点訳版や音訳版も含む各種パンフレットなど、多様な手段によって福祉サービスに関する情報提供を行います。 特にホームページについては、総務省のガイドラインに基づき、ウェブアクセシビリティの確保、維持、向上に努めるほか、SNSは継続して運営し、より多くの世代への情報提供に努めます。 また、情報収集に受動的な市民や関心が薄い市民に対しては、市内の商業施設やフリーペーパーなど民間と連携した情報発信や、すべての職員が情報発信の担い手であるという意識を持った対応を徹底するなど、新たな情報発信の手段についても検討します。中でも、世代等の属性に応じたきめ細やかな情報発信が行えるよう配慮します。	広報広聴課	より多くの人に情報を提供するため、SNSを導入した。これにより、SNSが持つ情報拡散機能を利用し、幅広い世代に情報提供が可能になるほか、災害時には迅速な情報提供や双方向性を利用した情報収集が可能となった。
18	1情報発信・相談体制の充実	対象者ごとのきめ細かな相談の充実	健康相談、子育て・育児相談、介護相談、障害者相談、女性相談、生活困窮者相談、外国籍の住民に対する相談、各種サービスに関する苦情相談など、各分野について、利用者の立場にたち、対象者ごとのきめ細かな相談が行える体制を充実します。	広報広聴課 健康増進課 高齢福祉課 障がい福祉課 こども課 社会福祉課 介護保険課 母子保健課 社会福祉協議会	月2回、行政相談窓口を本庁1階に設置し、行政全般に関する悩みや問題の面談を実施した。 健康相談実績 ・地区健康相談38回615人、随時相談(成人)180件、随時相談(精神)706件、こころの健康相談25件、健康相談24(24時間電話相談委託)2305件(R2.2月末) ・高齢者やその家族に対し、在宅介護、介護予防等に関する情報提供を行った。また、高齢者の日常生活支援、認知症に関すること等、継続的・専門的な総合相談支援に対応した。 ・市及び地域包括支援センターへの相談件数 3,859件(延)。 ・相談体制の充実を図るため、地域包括支援センター、民生委員児童委員等と連携を図った。 市相談支援事業として、(福)征峯会ピアしらとり・(福)慶會会サポートセンターはぐくみ・(福)ひだまり会 デイライトホームに委託 子育て支援コンシェルジュを配置し、子ども及びその保護者または、妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報の提供を行い、必要に応じて助言等を行った。 ケースワーカーや福祉相談員により、生活困窮者の支援や生活のアドバイスを行った。また、電話やFAX、電子メールでの問い合わせにも迅速に対応した。 介護申請・訪問調査・介護サービス利用・介護保険料等の相談については、窓口・電話・メール等で常時体制を整えている。また、介護保険利用にあたり、要となる介護支援事業所等の情報提供を行った。 R元年6月1日に子育て世代包括支援センターを立ち上げ、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援ができるよう体制を整えた。さらに、こども家庭総合支援拠点を併設し、子どもに関するあらゆる相談への対応および夫婦関係や離婚等についての女性相談に対応した。また、複雑・困難な事例には児童相談所等の専門機関と連携して相談を行った。 総合福祉センター内にボランティアセンターを設置。実践活動における会場利用はもとより、コピー機・印刷機などの備品整備を充実させ、実践者へ提供している。活動に際する様々な相談にも柔軟に対応し、センターを「福祉・ボランティアに関する情報収集・発信の場」として活用した。
19		福祉相談窓口の充実	福祉総合相談窓口である福祉相談窓口が初期の福祉関係の相談窓口となり、関係各課、社会福祉議会等と連携します。	社会福祉課	福祉相談窓口を本庁2階に設置し、福祉全般に関する悩みや問題の初期面談を実施した。
20		相談員等の資質向上の推進	各分野における相談員や各相談窓口の職員等については、各種研修会の参加を促進するとともに、福祉相談窓口については自立相談支援員の交替に合わせて事前研修期間を設けることで資質の向上に努めます。	母子保健課(女性相談) 社会福祉課	母子保健コーディネーターは積極的に県内外の専門研修に参加し、女性相談員は県主催の研修会に参加した。家庭児童相談員は県西家庭相談員連絡協議会に所属しており、視察研修を含め研修会を企画、参加している。相談員各々が研修会に参加し、専門性の向上を図った。 福祉相談員の交替に合わせて、事前研修期間を設けることで資質の向上に努めた。
21		専門職向け研修会等の充実	各分野の福祉サービスに関わる専門職を対象とした研修等の参加を促進し、専門性の向上や提供するサービスの質の確保・向上を図ります。	社会福祉課 介護保険課 高齢福祉課 障がい福祉課 こども課	社会福祉業務に従事している職員が、社会福祉主事資格認定通信課程(公務員課程)を受講し、社会福祉主事の資格を取得することで、多様化する福祉ニーズに対応できる職員の育成を図った。 ・令和元年度受講者=4名 ・平成31年4月25日、令和元年5月22日 調査員新規研修 ・令和元年6月25日 介護認定審査会事務局研修 ・令和元年6月3日 平成31年度調査指導員養成研修 ・令和2年1月28日 認定調査員現任研修 ・令和2年2月16日 介護認定審査会現任研修 これらの研修に参加した。 ・社会福祉主事資格認定通信課程(公務員課程)を受講し、高齢者相談業務技術の向上を図った。(1名受講) ・地域包括支援センター職員研修(新任者)を受講し、地域包括支援センターに対する支援体制の向上を図った。(1名受講) ・認知症担当者研修を受講し、相談援助技術の向上を図った。(1名受講) ・成年後見制度研修会を受講し、制度申し立てに必要な方に対する相談技術の向上を図った。(1名受講) ・生活支援コーディネーター養成研修を受講し、筑西市生活支援体制整備事業の推進を図った。(1名受講) ・認知症初期集中支援チーム員研修を受講し、認知症初期集中支援推進事業の運営推進を図った。(1名受講) ・認知症地域支援推進員研修を受講し、認知症地域支援・ケア向上事業の運営推進を図った。(2名受講) ・社会福祉主事資格取得 ・各研修会等への参加 県主催の各種研修会等に積極的に参加し、専門性の向上を図った。
22		生活保護世帯・生活困窮者世帯への支援の充実	ケースワーカーや自立相談支援員・就労支援員が相談に応じ、生活保護世帯や生活困窮世帯など、援護を要する世帯の社会的・経済的な自立更生を図るため、福祉・雇用部門の各関係機関が連携し支援を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会	各ケースワーカーにより、適宜生活相談等を行っている。また、ケース検討会を実施し、ケースの処遇等の問題点について情報交換することで、被保護者の自立に効果的な支援を行った。 生活困窮者の自立生活及び就労に関する相談を行い、生活福祉資金や小口貸付資金、食料等支援を実施。社会福祉課と連携を図り支援している。

23	2適切なサービス提供	「日常生活自立支援事業」の支援	「日常生活自立支援事業」について、生活支援員、専門員と連携した支援を行います。	社会福祉協議会	現在29名の利用者と契約を締結している。契約に至るまでの調査や各種手続き、福祉サービス利用援助については専門員が行い、金銭管理サービスについては主に生活支援員が行っている。利用者によっては、専門員が直接金銭管理を行うケースもあるが、専門員、生活支援員が連携を取りながら支援を行っている。
		「成年後見制度」の利用の支援	「成年後見制度」の市民への周知をより一層図り、早い段階からの相談及び申し立て支援を行うとともに、本人に判断能力がなく親族がいない場合、家庭裁判所への後見人の選任の申し立てを代行するなどの利用の支援を行います。また、専門職後見人だけでなく市民後見人を中心とした支援体制を視野に入れ、支援体制を整備します。	社会福祉課	問い合わせ等適切に対応し、福祉権利擁護事業と合わせて制度の周知に努めた。また、福祉相談事業において適切に制度の周知を行った。
				高齢福祉課	判断能力が不十分な高齢者、障がい者の権利を擁護し生活の支援を行った。 (今年度の成年後見制度利用の市長申立については、高齢者2件)
				障がい福祉課	・成年後見制度利用1件 ・成年後見制度の相談4件
24	25	高齢者への支援	高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいて、高齢者福祉サービスや介護保険サービスの提供を行います。	社会福祉協議会	日常生活自立支援事業の支援を通じて、成年後見制度が必要となるケースがあった場合、状況に応じて総合的窓口である地域包括支援センターにつなげ、円滑な制度利用に向けた情報提供を行っている。今後、社協の担う役割として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進するため、権利擁護事業の取り組みについて検討を行った。
				介護保険課	介護申請・訪問調査・介護サービス利用・介護保険料等の相談については、窓口・電話・メール等で常時体制を整えている。また、介護保険利用にあたり、要となる介護支援事業所等の情報提供を行った。
				高齢福祉課	・「第7期高齢者福祉計画」を基に、高齢者の在宅生活を支援するために、生活支援体制の整備と地域における支え合いの体制づくりを推進した。日常生活圏域となる中学校区ごとに第2層協議体を設置。住民代表による生活支援コーディネーターを配置し、会議を78回開催した。また、市全体を統括する第1層協議体を設置し、会議を2回開催し、地域の課題を把握し解決に向けた協議を行った。 ・「愛の定期便事業」「高齢者日常生活用具給付事業」「敬老記念品支給事業」「認知症高齢者家族やすらぎ支援事業」「紙おむつ支給事業」等、高齢者支援のための在宅福祉サービスの充実を図った。 ・「第8期高齢者福祉計画」策定の基礎資料とするため、高齢者のニーズ調査を実施した。無作為抽出65歳以上の高齢者4,000人に調査票を配付し、2,237人から回答。(令和2年3月12日時点)
				障がい福祉課	一人ひとりに合わせた障害福祉サービスの提供の実施
25	26	障害者への支援	障害者福祉計画に基づいて、障害福祉サービス等の提供を行います。	障がい福祉課	
		子ども・子育て家庭への支援	子ども・子育て支援事業計画に基づいて、保育サービスや子育て支援サービス等の提供を行います。	母子保健課 こども課	子育て世代包括支援センターに母子保健コーディネーターを配置して妊産婦の相談に応じ、ニーズに合った情報提供や支援を行った。  教育・保育ニーズに合わせて認定こども園化を図り、子ども・子育て支援法に定める13事業全てにおいて支援サービスを実施した。
26	27	デマンドタクシーの運行	市民が気軽に外出できるようにし、社会参加の促進を図るため、身近な交通手段としてデマンドタクシー「のり愛くん」について、公共交通網全体の形成も踏まえ、運行方法の見直しを行っていきます。	企画課	配車の効率化を図り利用者の増加を図った。免許返納者へのお試し乗車券の交付するなど、利用の裾野を広げる取り組みを行った。市路線バスと連携し、利用者の棲み分けを図ることで利用しやすい環境づくりに努めている。
		放置自転車対策等の推進	放置自転車や看板等の不法な道路占拠がなくなり、誰もが通行しやすくなるよう、「市自転車等の放置防止条例」などに基づいて地域パトロールなどの団体・駅の管理者の協力のもと放置自転車の減少と看板等の撤去を進めます。	都市整備課 市民安全課	定期的なパトロールを行い、放置自転車等を発見した際には張り紙等で通告した後に撤去を行った。  自転車放置禁止区域内における、放置自転車等の見回りを年間をととして実施 令和元年度 撤去台数 114台
27	28	公共施設、道路等の整備の推進	障害のあるなしや年齢等にかかわらず誰もが安心して生活できるような環境を整えるため、「バリアフリー新法」、茨城県の「ひとにやさしいまちづくり条例」などに基づいて、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。	土木課	スピーカ庁舎及び立体駐車場周辺道路についてバリアフリーとユニバーサルデザインを考慮した整備を行なった。
				都市整備課	公園の駐車場に障がい者用スペースを含む8台分の駐車スペースを整備し、より多くの人々が快適に利用できるようにした。
				管財課	庁舎等の大規模改修や建替えをする際は、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化に配慮した設計を推進している。
				高齢福祉課	高齢者の安全な外出を支援するため、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者だけでなくあらゆる人が使いやすいまちづくりの推進を図った。
28	29	地域の見守り活動の推進	各分野で見守りを行う団体同士が連携しやすい体制を整え、子どもや高齢者・障害者など支援を必要とする人の見守り活動を一層推進します。また、個人情報に配慮した支援を要する方の情報の共有が行える仕組みを整備します。	障がい福祉課	住宅改修(リフォーム併用)助成
				高齢福祉課	・民生委員児童委員による訪問見守りのほか、日常業務の中で高齢者宅を訪問する機会が多い上水道検針員、新聞販売員、宅配業者に見守り活動への協力を依頼した。また、いばらきコープ生活協同組合(H24年度～)、郵便局(H29年度～)等と見守り活動への協力に関する協定書を締結し、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯に対する見守り体制の充実を図った。 ・高齢者クラブが取り組む地域の見守り活動として、ひとり暮らしや高齢者世帯への安否確認・声掛け、老人ホーム訪問等の友愛訪問活動を行った。
				障がい福祉課	・筑西市障害者地域自立支援協議会の開催
29	30	地域の見守り活動の推進	各分野で見守りを行う団体同士が連携しやすい体制を整え、子どもや高齢者・障害者など支援を必要とする人の見守り活動を一層推進します。また、個人情報に配慮した支援を要する方の情報の共有が行える仕組みを整備します。	こども課	放課後児童対策事業:保護者が仕事等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余暇教室、保育所等を利用して遊び及び生活の場の促進を図り、児童の健全育成の支援を行った。実施場所、学校11ヶ所、保育所13ヶ所、幼稚園1ヶ所、計25ヶ所
				生涯学習課	随時、地域子ども安全ボランティアの登録を受付し、児童生徒の登下校中の時間帯に見守り及びあいさつ声かけ運動を実施。
30	31	地域の見守り活動の推進	各分野で見守りを行う団体同士が連携しやすい体制を整え、子どもや高齢者・障害者など支援を必要とする人の見守り活動を一層推進します。また、個人情報に配慮した支援を要する方の情報の共有が行える仕組みを整備します。	生涯学習課	随時、地域子ども安全ボランティアの登録を受付し、児童生徒の登下校中の時間帯に見守り及びあいさつ声かけ運動を実施。

32	4防犯・防災体制の充実	地域における防犯意識の醸成	防犯連絡協議会、自警団の青色防犯パトロール車による防犯広報活動を推進するとともに、市内金融機関やスーパー等と連携した各種防犯キャンペーンを実施します。	市民安全課	・市内金融機関及びスーパー等において各種防犯キャンペーンを実施(警察署、防犯連絡員、市) 令和元年度 防犯キャンペーン実施回数 36回 ・防犯連絡協議会、自警団の青色防犯パトロール車による防犯広報活動を実施 令和元年度 防犯パトロール実施回数 486回
				社会福祉課	社会を明るくする運動を通し、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力を育て、安全で安心な地域づくりを推進した。また、保護司会・更生保護女性会の活動を支援し、再犯の防止や未然防止活動を進めた。
				生涯学習課	登下校時における子どもたちの事故を未然に防ぐため、民間ボランティアとして協力してくれる市内の商店、民家、事務所等を「こどもを守る110番の家」として登録し子どもたちの緊急避難場所として、子どもたちの安全確保を図った。 利用件数:260件(見込) 登録件数:2700件(見込)
33	4防犯・防災体制の充実	自主防災組織の充実	災害時の避難体制の確立や防災訓練等を行う自主防災組織に対し、補助金の交付等を行い、活動の活性化を推進します。 また、まちづくり出前講座等を活用し、自主防災組織の役割や重要性について広く周知し、さらなる自主防災組織結成の推進を図ります。	消防防災課	自主防災組織活動の育成を図るため、8つの自主防災組織に補助金を交付した。(各20万円) ※R1年度現在:補助金交付済72組織 防災活動を実施している自治会を自主防災組織として認定した。(1自治会)※R1年度現在:110組織 自治会連合会や民生委員協議会等に対し、まちづくり出前講座(5回実施)で自主防災組織の重要性を周知した。 地域住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災活動の推進と地域の防災意識を高めるため、自主防災組織代表者研修会を開催した。
34	4防犯・防災体制の充実	災害ボランティアセンター機能の充実	災害発生時には、災害対策本部と連携し、市社会福祉協議会が「災害ボランティアセンター」を運営します。また、市災害対策本部がたたない小規模・小地域の災害においては、市社会福祉協議会のボランティアセンターにてボランティアニーズに対応し、ボランティアの受け入れ、活動の実施を進めます。	消防防災課	社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティアの受け入れ及び活動が円滑に行われるよう積極的に支援し、災害時の協力体制強化を図った。 災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においても活動の普及に努めた。 災害時の応援の要請及び受け入れを迅速かつ的確に行うため、応援者に対して、応援を求める作業に関する受援計画を作成するよう努めた。
				社会福祉課	平常時から社会福祉協議会と連携を図り、災害時に円滑にボランティアの受け入れが行えるような体制づくりに努めた。
				社会福祉協議会	災害発生時に迅速かつ円滑な支援活動が行えるよう、職員を対象とした災害ボランティアセンター運営研修会を実施。また、県社協と協定を結んでいる被災地社協災害ボランティアセンターへの職員派遣を実施し、職員のスキルアップに取り組んだ。
35	4防犯・防災体制の充実	災害時要援護者支援制度の運用と充実	災害時に手助けが必要となる高齢者や障害者など要援護者の把握を行い、災害時要援護者名簿への登録を促進します。 また、福祉避難所の指定や市内の老人施設等と災害時における福祉的協力の協定を維持し、災害時要援護者が安心して避難生活を送れるような体制を整備します。	社会福祉課	災害時要援護者支援計画に基づき、災害時要援護者名簿の整備(名簿掲載者2,158名)のほか、潜在する要援護者の把握に努めた。(2,860名登録) また、福祉避難所の指定(4カ所)や市内の老人施設等(14カ所)と災害時における福祉的協力の協定を結んでいることから、災害時要援護者が安心して避難生活を送れる体制整備に努めた。
				高齢福祉課	・民生委員児童委員の協力によりひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の実態を把握し、ひとり暮らし高齢者の台帳を整備した。(令和2年3月17日時点で1,718人を登録。) ・要配慮者利用施設に、避難確保計画を作成するように指導支援した。
				障がい福祉課	・要援護者名簿作成におけるデータの提供 ・福祉避難所としての問題点の調整